

本号で公布された条例のあらまし

◇文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例（平成19年香川県条例第68号）

- 1 心の豊かさを享受できる、うるおいに満ちた暮らしの実現と地域社会の活性化のためには、世代を超えて感動や喜び、やすらぎを与え、豊かな感性を養い、創造性を高めることなどができる文化芸術の力を活用することが不可欠である。こうした文化芸術の持つ様々な力を十分に認識した上で、文化芸術の振興に取り組むための基本理念を明らかにし、その振興により、心豊かで活力あふれる香川を創造することを目指して、この条例を制定することとした。
- 2 文化芸術の振興について、基本理念を定め、及び県の責務、県民の役割等を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めることとした。
- 3 文化芸術の振興のための基本的施策として、地域固有の生活文化及び伝統文化の保存等、個性豊かな芸術の振興、創造的な活動を行う者等の育成、文化芸術に親しむ機会の充実等、青少年が文化芸術に触れる機会の充実等、文化芸術活動の取組に対する支援等、文化芸術活動の場の充実及び活用、文化芸術に関する創作活動等の推進、民間による支援活動の促進、文化資源を活用した産業の振興等、文化芸術の交流の促進、情報の収集及び発信並びに顕彰及び奨励について定め、文化芸術の振興のために重点的に実施する事業等について香川県文化芸術振興計画を策定することとした。
- 4 顕彰及び奨励、香川県文化芸術振興計画の策定その他文化芸術の振興に関する重要事項を審議するため、香川県文化芸術振興審議会を設置することとした。
- 5 文化芸術の振興に資する事業の財源に充てるため、香川県文化芸術振興基金を設置することとした。
- 6 公布の日から施行することとした。

◇職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年香川県条例第69号）

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により、職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的として、職員の自発的な大学等の課程の履修又は国際貢献活動を可能とするための自己啓発等休業制度が創設されたことに伴い、同制度の導入に当たり必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）

- 1 自己啓発等休業制度の導入に併せ、職員に自発的な能力開発の機会を広く提供する観点から、地方公務員法（昭和25年法律第261号）で規定されている修学部分休業制度についても導入することに伴い、修学部分休業に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇香川県特定非営利活動促進基金条例（平成19年香川県条例第71号）

- 1 県民や事業者等からの寄附金を資金不足が課題となっているNPOの活動の促進に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、この条例を制定することとした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇香川県歴史博物館条例の一部を改正する等の条例（平成19年香川県条例第72号）

- 1 香川県歴史博物館と香川県文化会館を統合し、現歴史博物館を美術と歴史の機能を有した新しい施設とするとともに、現文化会館を貸館機能を有する分館として位置付けるため、関係条例について所要の改正等を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第73号）

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正により、長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように育児短時間勤務制度が創設されたことに伴い、同制度の導入に当たり必要な事項を定めるため、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第74号）

- 1 水道局及び病院局に修学部分休業制度、自己啓発等休業制度及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務の制度を導入することに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年4月1日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第75号）

- 1 人事委員会の平成19年10月9日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえるとともに、厳しい財政状況等を考慮し、給料表及び諸手当の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成20年4月1日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第76号）

- 1 人事委員会の平成19年10月9日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえるとともに、厳しい財政状況等を考慮し、給料表及び諸手当の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成20年4月1日から施行することとした。